

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項（事項名）	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1015	10151010	水田農業経営確立対策に関わる生産調整の緩和について	耕作地、生産調整の緩和	新潟県佐渡市に於いての、トキ放鳥に関する生産調整の緩和。	生産調整により山間部に作付けができない。このためトキの放鳥に住民が協力することができない。	新潟県	個人	トキ、衣食住特区構想	トキ、衣食住特区構想とは、トキの野生復帰を成功させる為、トキの餌場作りと住処作りを推進するものです。米の生産調整 作付け調整 休耕している里山の田畑を、トキの餌場作りと住処作りの為に利用できるよう、規制緩和をし、トキと住民とが共生、共存できるよう図るものです。
1057	10571010	農業振興地域の整備計画の変更に係る同意要件の廃止	都道府県知事による同意要件の廃止	区域は、工業・準工業区域に近接する地域で、町内優良企業及び関連企業など町が認めた事業所で町内で操業している企業を対象とし、農業振興地域の整備計画の変更をおこない、農振地域から除外する。	町内優良企業の工場拡張要望を契機として、町内の一定区域の農振地域を見直し、企業誘致をさらに推進できるよう変更しようとしているが、変更協議には、都道府県知事の同意が必要であり、町における弾力的な運用が困難な状況である。このため、都道府県知事による同意を廃止し、円滑かつ迅速な決定を行ないたい。	兵庫県	兵庫県稲美町	稲美町地域活性化促進特区	・兵庫県稲美町は瀬戸内臨海部の工業地帯に隣接しているが、稲美町の広範囲に農業振興地域を指定していることから、企業の進出の障害になっている。社会情勢の変化により当初の土地利用とは異なる弾力的な農地の利用を図り、迅速な政策決定を行い町内への企業進出誘致を促進し、町内経済の活性化並びに地域の雇用機会の創出を実現するため、農業振興地域の変更に係る権限の移譲を図っていただき、町の責任において土地の有効活用を行い、農業振興地域を有効活用し、稲美町の活性化を図って行く。
1057	10571030	農業振興地域の整備に関する法律施行令第8条にかかる8年の緩和	補助金返還をする代わりに8年を適用しない。	区域は、工業・準工業区域に近接する地域で、町内優良企業及び関連企業など町が認めた事業所で町内で操業している企業を対象とし、農業振興地域の整備計画の変更をおこない、農振地域から除外する。	町内優良企業が隣接地に工場を拡張しようとしたが、隣接地が農振農用地区域の農地であり、かつ土地改良事業完了後8年以内であるため、農用地区域の変更ができない。このようなことから、町内優良企業及び関連企業など町が認めた事業所の用地取得に際し、町の振興策上やむを得ない場合に限り、補助金の返還等を要件として、この8年について要件を緩和してもらいたい。	兵庫県	兵庫県稲美町	稲美町地域活性化促進特区	・兵庫県稲美町は瀬戸内臨海部の工業地帯に隣接しているが、稲美町の広範囲に農業振興地域を指定していることから、企業の進出の障害になっている。社会情勢の変化により当初の土地利用とは異なる弾力的な農地の利用を図り、迅速な政策決定を行い町内への企業進出誘致を促進し、町内経済の活性化並びに地域の雇用機会の創出を実現するため、農業振興地域の変更に係る権限の移譲を図っていただき、町の責任において土地の有効活用を行い、農業振興地域を有効活用し、稲美町の活性化を図って行く。
1079	10791010	農地所有者以外の者による特定農地の使用収益権の設定	市民利用型農園促進特区により、農業者以外の者に特定の農地について使用収益権を付与する。	都市近郊の遊休農地の活用および都市住民の農業に関わりたいといったニーズに応えるため、特区地域内における農地について、市民農園の設定により農業者以外の者への農地の使用収益権を認める。	農地法第3条により、原則として農業者以外の者の農地の使用収益権の設定は認められていない。このため、農業に関わりたいといった農業者以外の者のニーズに幅広く応えることができないため。	東京都	ニュービジネス研究所、日本ニュービジネス協議会連合会	賑わい市民農園特区	都会地の郊外における農地の遊休化を防止するとともに、農業への関わりを持ちたい都市住民のニーズを満たし、農地の効果的利用を促進するため「市民農園」を開設する。農業者以外の農業への参画は農地法等により制約があるが、これを特区制度の利用により農地所有者と農園利用者の契約締結により農業者以外の者に農地の使用収益権を付与する事業である。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項（事項名）	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1084	10841010	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2「再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物」食品リサイクル法第20条「廃棄物処理法の特例」	<p>一定の条件のもとで一般廃棄物の収集運搬及び積替施設の許可を不要とする。 （下記仕様車を収集運搬委託先に製造させて収集運搬及び積替の委託を行うケース）。</p> <p>（条件の例示） ・食材運搬車に食品廃棄物専用の冷凍室を設置して食品廃棄物の飛散、流出、悪臭漏出を完全に防止する。 ・食品廃棄物専用の冷凍室を積替施設として使い、同上の機能をもつもの。</p>	<p>シダックスグループでは動脈産業（製品、サービス化）と静脈産業（廃棄物再利用）が一体になった形でのリサイクルを進めている。店舗で発生した食品廃棄物を凍結させて冷凍の回収専用室を設置した食材の輸送車の帰り便で回収し、リサイクルを展開したい。当該食品廃棄物は廃棄物処理清掃法等の規制により市町村が収集運搬、処分の任にあたる一般廃棄物として規制される。同法の適用のもとでは食品廃棄物の回収、再利用を当方式で進めるには煩雑な手続きとそれに要する期間、経費が必要となり、結果として事業展開が進まない状況となってくる。また食品リサイクル法では再利用先が登録再生利用事業者であっても荷積地点の許可が必要で、当該ケースで10箇所の許可が必要。また積替施設の許可も必要。廃掃法施行規則第6条の2の規定する特例措置を講じ、また、食品リサイクル法第20条を緩和することによって当社だけでも年間2万トンの廃棄物のリサイクルが進み、フードサービス産業全体で現在、焼却、埋立処分されている年間800万トンの食品廃棄物の再利用が可能となり、また、回収に伴う化石燃料消費、CO2の排出が削減される。</p>	<p>十以上の積込地点の市町村で本スキームの公的審査を受けるとすれば実務上不可能に近い。所管省による公的審査の制度創出を願いたい。</p>	埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県	日本ニュービジネス協議会連合会	食品廃棄物の広域リサイクル事業	<p>シダックスグループでは動脈産業（製品、サービス化）と静脈産業（廃棄物再利用）が一体になった形でのリサイクルを進めている。店舗で発生した食品廃棄物を凍結させて冷凍の回収専用室を設置した食材の輸送車の帰り便で回収し、リサイクルを展開したい。当該食品廃棄物は廃棄物処理清掃法等の規制により市町村が収集運搬、処分の任にあたる一般廃棄物として規制される。同法の適用のもとでは食品廃棄物の回収、再利用を当方式で進めるには煩雑な手続きとそれに要する期間、経費が必要となり、結果として事業展開が進まない状況となってくる。食品リサイクル法では再利用先が登録再生利用事業者であっても荷積地点の許可が必要で、当該ケースで10箇所の許可が必要。積替施設の許可も必要。廃掃法施行規則第6条の2の規定する特例措置を講じ、食品リサイクル法第20条を緩和することによって当社だけでも年間2万トンの廃棄物のリサイクルが進み、フードサービス産業全体で焼却、埋立処分されている年間800万トンの食品廃棄物の再利用、回収に伴う化石燃料消費、CO2排出の削減が可能。</p>
1102	11021010	農地法で規制されている、農地転用を宅地のみ分譲の場合も、農協同様、民間業者にも認める。		<p>宅地のみ分譲の際の農地転用については、農地法により地方公共団体などの公的機関以外は、農協だけを例外として、民間業者には認められていないため、現在は建売住宅分譲という形で行われています。しかし、これは住宅取得希望者に自分の建てたい家を諦めざるを得ないという不合理的結果を生んでいます。日本経済は右肩上がりの時代が終焉し、民間開放イコール投機的乱開発という時代は完全に過ぎ去りました。過去の発想を改め、土地のみ分譲を可能とすることが、国民の住環境を向上させるとともに、住宅・不動産市場の適正・活性化と国土の適正利用につながるものと考えます。</p>		長野県	(社)長野県宅地建物取引業協会長野支部	「住みたい所に住みたい家が建てられる」プロジェクト	<p>宅地のみ分譲の際の農地転用については、農地法により地方公共団体などの公的機関以外は、農協だけを例外として、民間業者には認められていないため、現在は建売住宅分譲という形で行われています。しかし、これは住宅取得希望者に自分の建てたい家を諦めざるを得ないという不合理的状況を生んでいます。民間開放イコール投機的乱開発という過去の発想を改め、エンドユーザーが建てたい場所に建てたい家を建てられる選択肢のある土地分譲を可能にすることで、国民の住環境を向上させ、農地の適正利用を推進する。</p>
1103	11031010	卸売市場法第44条の2の緩和、卸売市場法施行規則第28条の1～4の緩和	<p>市場仲卸が自社のユーザー向けに販売することを目的に、他市場仲卸から商品を買入れることの実質自由化</p>	<p>全国の市場仲卸同士をネットワーク化し、市場内での余剰商品の円滑な流通の促進と、競争力強化による同市場仲卸同士の企業再編、自市場卸の地元産商品の集荷力強化、全体的な商品単価の低迷を回復させる。</p>	<p>現行の卸売市場法施行規則第28条では、突発的に起こる当日の入荷量過多や相場下落に対応できないこと、特に鮮魚の場合は計画的に水揚げができないので集中した場合においては対応できない。</p>	大阪府	有限会社 鮮魚の達人	他市場仲卸間の流通開放計画	<p>大阪市に本社を置く有限会社鮮魚の達人は、和歌山市中央卸売市場の仲卸、有限会社山根商店が提唱する他市場仲卸間流通開放計画に賛同する同業10社の協業機関として設立され、各自の自市場上場商品の円滑な流通と販売促進、自市場同業者との差別化、自市場卸の地元産商品の集荷力向上を目指している。</p>

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項（事項名）	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1136	11361010	学校給食に供する地場産優良品質米の生産調整上の特例	<p>< 規制法令等 > 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第2条第2項 米政策改革大綱第3の2, 米政策改革基本要綱第 部の第1の2, 米の数量調整実施要綱第5及び第6</p> <p>< 規制緩和の内容 > 学校給食に地場産優良品質米を一定レベルの低価格で供する場合に限り, 米の生産調整において, 米の生産目標数量の外数として扱う特例の新設</p> <p>< 規制緩和による効果 > 地産地消の推進: 地場産米の供給のほか, 給食で利用する野菜や, その他の地場農産物の供給をすすめる。 食育の推進: 給食への供給を通じ, 市内農業, 米, 日本型食習慣への理解を深める。 米の消費拡大: 米飯供給回数を増加させ, 家庭での米飯回数の増加や成人後の米消費の拡大につなげる。 負担の軽減: 優良米を低価格で供給することにより, 負担軽減を図る。</p>	<p>< 規制緩和の内容 > 学校給食に地場産優良品質米を一定レベルの低価格で供する場合に限り, 米の生産調整において, 米の生産目標数量の外数として扱う特例の新設</p> <p>< 規制緩和による効果 > 地産地消の推進: 地場産米の供給のほか, 給食で利用する野菜や, その他の地場農産物の供給をすすめる。 食育の推進: 給食への供給を通じ, 市内農業, 米, 日本型食習慣への理解を深める。 米の消費拡大: 米飯供給回数を増加させ, 家庭での米飯回数の増加や成人後の米消費の拡大につなげる。 負担の軽減: 優良米を低価格で供給することにより, 負担軽減を図る。</p>	<p>本市は信濃川, 阿賀野川の両大河の河口に位置し, 市域は約6万5千haでほとんどが平坦地である。この様な地理的条件から本市の水田面積は27,330haで市域の約44%を占めている。広大な水田面積は全国市町村中第1位であり, 他の14の都府県を上回っている。</p> <p>また, 本市の平成14年農業産出額は約662億円であり, 全国市町村中第1位であり, 北陸4県中石川, 福井県の産出額をも上回っている。この農業産出額の中でも, 本市においては米の産出額が368億円で全体の約56%を占めている。まさに日本一の穀倉都市である。</p> <p>この様な農業形態を持った政令指定都市を目指す新潟市が誕生したが, 全国的に日本型食習慣離れに伴う, 米の消費減退が進んでおり, その消費拡大に向けた実効性のある施策展開が急務である。</p> <p>本市においても, 未来を担う子どもたちを対象に, 米や日本型食習慣への理解を深めるため, 学校給食の米飯食の拡大により一層積極的に取り組まなければならない。</p> <p>しかしながら, 現在の米の供給形態では, 地場産優良品質米の利用を進めるには米価の差額の問題があり, 各地域において補助金や保護者負担, 農業団体負担が求められる状況であり, 地場産優良品質米供給の障害となっている。</p> <p>今後の米消費や稲作農業構造を本市から改善し, 子どもたちの健やかな生長に向けて全国の先進モデルたりうる食育推進都市となるべく, 新たな学校給食米供給手法を展開する。</p>	新潟県	新潟県新潟市	大農業都市特区構想: 学校給食に供する地場産優良品質米の生産調整上の特例	<p>地場産米の消費拡大と, 未来を担う子どもたちを対象に, 米や日本の食習慣への理解を深めるなどの食育の推進を目的に, 学校給食に供する地場産優良米を生産調整の対象外とし, その供給を促進することにより, 本市の稲作農業の一層の振興とともに全国の食育モデル都市を目指す。</p> <p>この制度による学校給食米については, 低価格で扱うことにより, 優良米を供することの負担を軽減する。</p>
1147	11471010	地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為の許可申請の簡素化	<p>現行法では, 地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為に関して, 都道府県知事の許可を受ける必要がある。森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく, かつ, 公共性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施工として行う場合は, 許可申請が義務付けられていないが, これを一般の民間事業者による公益性の高い事業にも適用し, 林野庁等への届出により許可を得られるようにする。</p>	<p>自然環境に恵まれた土地の特性を活かして, 公益性の高い大規模事業を行う場合, 自然公園法や森林法等により多くの行為制限があり, またそれぞれに都道府県, 市町村による審査基準が設けられている。その為, 一方の基準を満たしていても, もう一方で基準に達し得ないという矛盾が生じ得る。</p> <p>森林計画の対象となっている民有林においては, 都道府県知事の林地開発許可を要することになっているが, 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく, かつ, 公共性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施工として行う場合は, 許可申請が義務付けられていない。これを一般の民間事業者による公益性の高い事業にも適用し, 林野庁等への届出により許可を得られるようにする。それにより, 許可申請の簡素化並びに都道府県, 市町村の審査基準の柔軟な適用を可能とする。</p>	<p>静岡県伊東市では, 65歳以上の人口が増加する一方, 生産年齢人口の減少割合が高く, 今後介護や福祉への負担増加への対応が急がれている。一方, 伊東市を含む伊豆地域は一大観光地として知られるものの, 観光客数は減少傾向にある。</p> <p>本特例措置により, 自然に囲まれた環境の中で, 来訪者との交流による「生きがい」を重視した介護と福祉を主軸とした定住型観光施設の設置を早期に進めることができ, 地域の観光振興, 新規雇用の創出及び経済波及効果へとつなげることが可能となる。</p>	静岡県	昭和30年代村企画株式会社	介護と福祉の「昭和30年代村」構想	<p>自然環境に恵まれた土地の特性を活かして, 公益性の高い大規模事業を行う場合, 自然公園法や森林法等により多くの行為制限があり, それぞれに都道府県, 市町村による審査基準が設けられている。これを, 一般の民間事業者による公益性の高い事業に対して許可申請の簡素化をはかることとし, 各審査基準の柔軟な適用を可能なものとする。その際, 地域社会へ最大限に貢献すること及び開発負担を最小限に抑制することを前提とし, 既存の地形の保存・十分な線量の確保・修景的な配慮を開発の条件とする。</p> <p>この特例措置により, 恵まれた自然環境の中, 福祉と介護を主軸とした新しい定住型観光資源を創出する。</p>

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項（事項名）	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1152	11522010	有色米を生産調整から除外する規制緩和措置の適用	中山間地域における離農離村が深刻化する中、今後さらに、地域の特性にあう売れる作物づくりをより積極的に進める必要があるという考えのもと、菊池市では、平成16年度から地域の特性にあう売れる作物の導入を農業生産法人(3セク)等と連携しながら、積極的に行っている。そのような中、近年健康志向による需用の増加から、新たな有望作物として有色米(古代米)づくりを平成18年度から本格的に行うこととし、新たな特産品開発(モノづくり)、都市と農村の交流(ファンづくり)、農業担い手の確保育成(ヒトづくり)を通じた、持続可能な農業・農村づくりに向けて取り組みを進めたいと考えている。しかしながら、現行制度では、有色米は米の生産数量の対象となることから、米政策改革関連要綱・要領(生産目標数量等の決定手続等)の運用では限界があり、現実的に有色米の積極的な普及・推進への取り組みが困難な状況が見込まれる。地域を限定し、必要に応じて一定の条件を付しながら、米の数量調整実施要綱に示されている「生産確定数量の外数として扱う米穀の取扱い」に有色米を追加するなど、本要綱の変更を行い実際的に有色米を生産確定数量の外数として位置づけることが出来れば、持続可能で強い農業・農村づくりや本要綱の趣旨である「農業者・農業者団体が主役となるシステム構築」に大いに資するものであると考える。	平成17年度から農業生産法人(3セク)は地域関係団体と連携し、実証的に生産・加工・販売を行うこととしており、平成18年度から地域の農業者(農業法人含む)自ら本格的な有色米(赤米、黒米)の生産(数ヘクタール規模)を行い、農作業体験や農産加工品づくりなども消費者も交えた中で、事業を展開する。また、地域の関係企業団体との連携により有色米を活用した新たな特産品開発(パンなど)にも積極的に取り組むこととしている。これらの活動においては、Uターンなど就農希望者等の技術習得の場としても位置づけられ、都市と農村との交流や農業体験の場など食育(農業理解)の拠点づくり、米品種の多様化による米生産の安定化などにもつなげていくこととしている。	有色米の本格的な普及・推進を図る上で、有色米は米の生産数量の対象となることから、米政策改革関連要綱・要領(生産目標数量等の決定手続等)に基づき、都道府県知事等が、市町村長等へ米の市町村別生産目標数量の決定及び通知を行い、基本的にその枠内で米の生産調整を行うこととなる。その際、生産目標数量の補正など、生産目標数量の調整の手法はあるものの、数量的にも期間的にも限定的なものである。また、都道府県段階で、地域の実情等にも応じて生産目標数量を決定することとしているが、実際的には、需用実績等を勘案した県下同一の配分方法で算出されるなど、地域の実情(要望)が必ずしも迅速かつ柔軟に反映できる状況とはいえない。このようなことから、地域を限定し、必要に応じて一定の条件を付しながら、米の数量調整実施要綱に示されている「生産確定数量の外数として扱う米穀の取扱い」に有色米を追加するなど、本要綱等の変更により、有色米を生産数量の外数として位置づけることが必要と考える。	熊本県	熊本県菊池市	菊池いろいろ米構想	有色米づくりを通じた新たな特産品開発(モノづくり)、都市と農村の交流(ファンづくり)、農業担い手の確保育成(ヒトづくり)が広く地域に波及することを目的に、平成18年度から農業者自ら有色米づくりを意欲的に行うこととしている。現行制度上、有色米が米の生産数量の対象となることから、その制度運用では限界があり、その積極的な普及・推進には困難な状況が見込まれる。そのため、有色米を米の生産数量の外数とするため、米の数量調整実施要綱に示される「生産確定数量の外数として扱う米穀の取扱い」に有色米を追加することを提案し、「農業者・農業者団体が主役となるシステム」づくりにつなげたいと考える。
1223	12231070	有色米を生産調整から除外する規制緩和措置の適用	古代米(赤米・緑米・黒米)は一般の米と容易に区別でき一般の米と利用形態が異なる事から減反対象から除外する。	米の減反が実施されていますが古代米(赤米・緑米・黒米)は収穫後一般の米と容易に区別できる事、販売先も限られる事から減反する米とは除外し自由に栽培できるようにする。	早くから古代米(赤米・緑米・黒米)の色の違いに注目し、販売先の開拓をしてきました。その結果、近年固定客もつき着実に需要が伸びております。しかし農業の特殊性ゆえどうしても台風など天候により収量が著しく変動する事もあります。顧客に対する商品の安定供給は農業経営の安定化の為に絶対に必要な条件ではないでしょうか。また持続できる農業を実施する為の企業努力をしていかなければなりません。この為に減反している土地に古代米に限って米を栽培させてください。	愛媛県	(有)ジェイ・ウィンクファーム、(有)フォレストファーム、NPO法人TIES 21 えひめ	林畜耕連携協働農業による未活用バイオマス資源化と「東温ブランド」構築東温農業産業再生プロジェクト	都市計画法の用途制限の緩和、既存補助金利用施設のそれ以外の施設への転用使用緩和措置、裸麦による酒などの醸造許可の条件緩和、新規農業後継者受入支援措置、有害鳥獣駆除の許可条件の緩和措置
1155	11551010	集落営農の担い手確保促進構想	国が策定した食料・農業・農村基本計画では、認定農業者をはじめとする担い手が少ない地域において、地域農業を維持する集落営農の推進を図る必要があることから、認定農業者と経営の実体を有する集落営農が施策を集中化・重点化する担い手として位置づけられた。このような中、耕作放棄地面積率が全国でも最も高い長崎県においては、集落の合意形成や農業経営における水田への依存度が低い、出入作が多い、法人化へのアレルギーなどにより土地利用調整が進んでいないことなどの理由で、経営の実体を有する集落営農と位置づけられる農業経営基盤強化促進法に基づいた「特定農業団体」や「特定農業法人」は現在設立されていない状況にあり、本県農業の4割を占める水田の保全や有効利用を図るためにも、農業経営基盤強化促進法に基づく集落営農の担い手の確保・育成が喫緊の課題となっている。そこで、特定農業法人及び特定農業団体の設立を促進するため、集落の合意および農地利用集積の目標に係る要件等の緩和を提案するものである。	長崎県内における農業の維持・発展のため、集落の合意に基づく、組織形態として特定農業法人の設立を推進し、地域農業の活性化を図る。そのため、以下の規制緩和を提案する。 農用地利用改善団体について地権者の構成員要件を2/3以上から1/2へと引き下げる。 特定農業団体の農地集積目標を2/3以上から1/2以上へ引き下げる。 特定農業団体が利用権(賃借権)設定による農業経営ができる法体制の整備	担い手が少ない地域において、集落営農は農地を保全するだけでなく、雇用の確保、経営の多角化、農地の利用集積など多様な役割を担うことが可能であり、農業経営基盤強化促進法に基づく担い手として、経営の継続性・発展性が期待される集落営農の法人化(予定を含む)の推進を強化することが必要となる。そのため、農業経営基盤強化促進法の要件緩和、特定農業団体の活動内容拡充により、地域農業の活性化が期待される。	長崎県	長崎県	集落営農の担い手確保促進構想	長崎県内における農業の維持・発展のため、集落の合意に基づく、組織形態として特定農業法人の設立を推進し、地域農業の活性化を図る。そのため、以下の規制緩和を提案する。 農用地利用改善団体について地権者の構成員要件を2/3以上から1/2へと引き下げる。 特定農業団体の農地集積目標を2/3以上から1/2以上へ引き下げる。 特定農業団体が利用権(賃借権)設定による農業経営ができる法体制の整備

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項（事項名）	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1187	11871010	給食残渣を養豚業者が処理する際の規制緩和	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に規定している収集運搬及び処分業の許可がなくても、各学校の給食残渣を養豚業者が処理することを可能にする。	各学校から出される給食残渣を養豚業者が処理すれば、その給食残渣を豚の飼料として利用できる。ただ、給食残渣は、現行法上、事業系一般廃棄物と位置付けられており、許可条件として「当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること」などが付議されており、許可されたとしても、非常に煩雑な手続きを取らなければならない。そのため、当該許可がなくても給食残渣を養豚業者が処理できるようにする。 給食残渣を「ごみ」として出すのではなく、飼料として利用することは、ごみ減量につながり、リサイクルの観点からも非常に有効である。	給食残渣を「ごみ」として出すのではなく、飼料として利用することは、ごみ減量につながり、リサイクルの観点からも非常に有効である。 平成17年3月に農林水産省が取りまとめた「飼料自給率向上に向けた行動計画」の中でも飼料増産と残飯など「食品残渣」の再利用を2本柱としているので、その計画とも合致するものである。	東京都	東京都福生市	給食残渣を養豚業者が処理することによる、リサイクルの推進プロジェクト	各学校の給食残渣を養豚業者が処理する場合、その給食残渣は、現行法上、事業系一般廃棄物と位置付けられているため、業者は収集運搬と処分業の許可が必要である。ただ、許可されたとしても相当煩雑な手続きを取らなければならないので、規制緩和により、当該許可がなくても給食残渣を養豚業者が処理できるようにする。 給食残渣を「ごみ」として出すのではなく、飼料として利用することは、リサイクルの観点からも非常に有効であり、また、17年3月に農林水産省が、飼料増産と残飯など「食品残渣」の再利用を2本柱とする「家畜用飼料の自給率アップに向けた行動計画」をとりまとめているが、今回の提案はその計画の趣旨とも合致している。
1213	12131010	小規模な場外馬券発売所等の基準緩和及び届出制への移行	地方競馬の主催者がその関係地方公共団体の区域内に設置する小規模な場外馬券発売所等については、設置基準を緩和するとともに、現行の承認制度を届出制に改められたい。	繁華街等に数窓程度の小規模な場外馬券発売所等を設置することにより、競馬ファンが馬券を購入し易い環境を整備し、地方競馬の売上振興を図る。	現行制度の下では、運用上、数窓程度の小規模な場外馬券発売所等についても、大規模な発売所等と同様に、通達に示された「地域社会との調整が十分に行われて」いることと要件の充足を証明することが必要である。 このため、小規模な馬券発売所等の新設によって見込むことのできる収益に比して多大な時間と労力を地元調整に要することが事業展開上のネックとなっている。しかしながら、小規模な場外馬券発売所等については、地域社会に与える影響も小さく、一律に、地域社会との調整の証左を示す必然性は乏しいと考えられ、地方競馬の主催者がその関係地方公共団体の区域内に設置する小規模な場外馬券発売所等については、設置基準を緩和するとともに、現行の承認制度を届出制に改めることを提案する。	愛知県	愛知県	小規模な場外馬券発売所等の設置	繁華街等に数窓程度の小規模な場外馬券発売所等を設置することにより、競馬ファンが馬券を購入し易い環境を整備し、地方競馬の売上振興を図ることとしたい。このため、地方競馬の主催者がその関係地方公共団体の区域内に設置する小規模な場外馬券発売所等に限り、設置基準を緩和するとともに、承認制を届出制に改めることを提案する。
1223	12231010	都市計画法の用途制限の緩和、農業用施設は農地の用途で建設可能とするか又は緩和措置を講ずる。	農業法人または営農組合が環境保全循環型農業システムを構築する為にバイオマス資源化施設の建設を行う場合は5トン未満を10トン未満とする規制緩和を行う。	農業が目指す方向は環境保全循環型農業です。地域から排出される生ゴミ(動植物性残渣の一般・産業廃棄物)は廃棄物として処理されてきましたが、資源として捉える必要があります。政府はバイオマス日本という政策目標を掲げておりますが建築基準法・廃棄物処理法など、未だに古い考え方の法律で規制されております。新たな政策を実施するには新たな法律が古い法律の規制を受けない仕組みが必要です。農業者自らが責任を持って地域で必要とする有機物系肥料生産の為に生ゴミ(動植物性残渣の一般・産業廃棄物)の再資源化施設の建設運営を行い、新たな社会的責任を担いながら消費者に信頼される環境保全循環型農業システムを実現しなければなりません。	農林業からも様々な廃棄物が出ておりますが、生ゴミを資源化する事業は農林業に一番適した役割であると考えます。農業系廃棄物と都市から出る分別された安全な生ゴミを混合し自らの耕作地に有機質系肥料として施用し地力回復と肥料などのコストダウンを図り、新しい社会的責任を担う自立する農業産業として再構築したいと考えます。	愛媛県	(有)ジェイ・ウィングファーム、(有)フォレストファーム、NPO法人TIES 21えひめ	林畜耕連携協働農業による未活用バイオマス資源化と「東温ブランド」構築東温農業産業再生プロジェクト	都市計画法の用途制限の緩和、既存補助金利用施設のそれ以外の施設への転用使用緩和措置、裸麦による酒などの醸造許可の条件緩和、新規農業後継者受入支援措置、有害鳥獣駆除の許可条件の緩和措置
1223	12232021	山林の手入れ不足による山地荒廃を防止する為に私権制限を含んだ山林手入れなどの土砂災害防止支援措置	手入れ不足等により荒廃した人工林の間伐を推進する為に、特に保安林の指定施行要件の伐採率の上限を緩和すると共に指定樹種も広葉樹等も可能なよう緩和し水源涵養、土砂流出防止機能の高い森林として整備する。	近年の異常気象は非常に大きな土砂災害をもたらしております。山林の荒廃が被害を拡大しております。まず中山間地域社会周辺の山林の手入れ支援措置が急がれます。	中山間地域社会は周辺を山林に囲まれており、大規模な土石流などが発生した場合の社会的損失は計り知れません。この為事前の対応が急がれます。山林の私権制限を含めた他人の山林を手入れする法整備などが緊急に必要です。	愛媛県	(有)ジェイ・ウィングファーム、(有)フォレストファーム、NPO法人TIES 21えひめ	林畜耕連携協働農業による未活用バイオマス資源化と「東温ブランド」構築東温農業産業再生プロジェクト	都市計画法の用途制限の緩和、既存補助金利用施設のそれ以外の施設への転用使用緩和措置、裸麦による酒などの醸造許可の条件緩和、新規農業後継者受入支援措置、有害鳥獣駆除の許可条件の緩和措置

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項（事項名）	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1223	12231030	新規農業後継者受入支援・条件緩和措置	新規就農時の営農用農地の取得面積(5反を1反に変更)の地域を指定した条件の緩和(中山間地域等に限定)	新規就農希望者を暖かい条件で迎え入れ確実に農業後継者などとして育てる事による地域農業社会の再生を図る。地域集団営農法人への就職・農地取得など条件の緩和によりより早い時期での自立を促す。	近年農業に対する見方が見直されているのは事実ですが、反面参入規制が多く途中で挫折する方が多いのも農業分野です。従来の個人営農には限界があるのも事実であり、特に過労などで健康を失ったときは全て失いかねません。地域にとって貴重な宝である新規就農者を早期に自立させる仕組みを作る必要があります。	愛媛県	(有)ジェイ・ウィンクファーム、(有)フォレストファーム、NPO法人TIES 21 えひめ	林畜耕連携協働農業による未活用バイオマス資源化と『東温ブランド』構築東温農業産業再生プロジェクト	都市計画法の用途制限の緩和、既存補助金利用施設のそれ以外の施設への転用使用緩和措置、裸麦による酒などの醸造許可の条件緩和、新規農業後継者受入支援措置、有害鳥獣駆除の許可条件の緩和措置
1226	12261010	農地転用許可の特例	「第1種農地」に分類される農地について、転用は法律等で厳しく規制されているが、農業においても少子高齢化、後継者不足等諸問題を抱え苦慮しているところである。特区区域の農地について、工場用地に転用できるよう規制の緩和を願う。	工場用地に転用し、街から移転することで、地域住民の健康の保護や生活環境の保全を図る。また、新たな場所での操業により、地場産業の再生、雇用創出等を図る。	環境にやさしい人の健康の保護と生活環境の保全、地場産業の再生及び社会的経済的効果の追求	愛媛県	(株)マサオカ、エンジニアリングサービスジャパン	父ちゃん”俺に早く夢の工場”を造って！！	取得した農地を有効活用する事に依り、快適な生活環境の整備、地場産業の活発化及び再生、夢工場の実現による社会的効果、農業関連(少子化、後継者問題、高齢化)等経済的効果を総習を結集し夢を現実にをモットーに地方自治への貢献を実現したい。
1247	12471010	成田空港周辺地域保税倉庫における輸入植物・輸入肉の検疫可能化	植物防疫法、及び家畜伝染病予防法で、輸入動植物の検疫は飛行場内で行うとされている。空港内と同等程度の病害虫の飛散防止策等を講じた空港周辺の民間保税倉庫については、「飛行場」と同等とみなし、輸入植物及び輸入肉の検疫検査を可能とする。	成田空港周辺では、大手フォワーダーによる保税倉庫の面積が空港内施設の面積を超え、一般貨物に関しては周辺地域と一体で物流機能が果たされている。 「飛行場」内で行うとされている植物防疫法・家畜伝染病予防法の検査が、空港周辺の保税倉庫でも可能となれば、生鮮貨物に関しても、周辺施設を活用した効率的な物流体制の整備が可能となり、 利用者の利便性の向上、物流施設の立地促進効果、フォワーダーによる一貫した管理が可能となるため、食の安全面での効果なども期待でき、空港機能の一層の向上と競争力強化が見込まれる。 そこで、空港内と同程度の病害虫の飛散防止策等を講じた空港周辺の保税倉庫については、「飛行場」と同等とみなし、輸入植物及び輸入肉の検疫検査を可能とする。	成田空港周辺では、空港内の手狭さを補うため大手フォワーダーによる空港外の保税倉庫が増加しており、その面積は空港内施設を上回っている。一般貨物については、周辺地域の保税倉庫と一体で空港の物流機能が果たされている実情にある。 通関手続きについては、周辺の保税倉庫でほとんどが可能であるが、輸入植物・輸入肉の検査は空港内との規制があるため、生鮮貨物(検査不要の魚介類は除く)は、空港周辺の保税倉庫を有効に活用できない。 空港外であっても、密閉型車両により輸送し、くん蒸(消毒)施設を持ち、出入口にネットを設置するなど、空港内と同程度の病害虫の飛散防止策等を講じた保税倉庫については、空港内と同等とみなし、検疫を可能とすることができれば、周辺施設を活用した、一体的な物流体制整備が可能となり、空港機能の向上と競争力の強化が可能となる。 なお、現状でも空港内での検査の結果、くん蒸(消毒)が必要とされた輸入植物を植物防疫官立会いのもと封印した密閉車両で搬出し、空港周辺の保税倉庫内のくん蒸施設で植物防疫官立会いの上、消毒を行うことは認められている。	千葉県	千葉県	国際空港特区	「国際空港特区」は、国内外の空港との厳しい競争下にある成田空港の国際航空物流機能を強化し、競争力強化と周辺地域の振興を目指すものです。成田空港周辺では、大手フォワーダーによる保税倉庫の面積が空港内施設の面積を超え、一般貨物に関しては周辺地域と一体で物流機能が果たされています。空港内と同程度の病害虫の飛散防止策を講じた上で空港周辺での検疫が可能となれば、生鮮貨物に関しても、周辺施設を活用した効率的な物流体制の整備ができ、空港機能の一層の向上と競争力強化が可能となることから、新たな特例措置(成田空港周辺地域保税倉庫における輸入植物・輸入肉の検疫可能化)の追加を求めるものです。
1253	12531010	農地転用の許可基準を緩和し、農地を宅地転用できる規制緩和特区	第1種農地、第2種農地及び第3種農地に関して、農地以外の目的で転用することも可能とし、街の中に点在する農地の遊休資産を街の活性化、住みよい街づくりにつなげる。	第1種農地、第2種農地転用についても、第3種と同じように原則として許可することとし、街の中に点在する農地の有効活用、また市街地周辺の土地の有効活用でよりよい街づくりが可能となる。	農地転用の許可基準として、農地を第1種農地、第2種農地及び第3種農地に区分しているが、第1種農地の転用については原則不許可、第2種農地転用については一定の場合に許可、第3種農地に関しては原則として許可することとなっています。第1種、第2種などに関わらず、原則許可を出すことにより、街の中に点在する農地の有効活用が期待される。土地の有効活用でよりよい街づくりに貢献できると思われるため、提案いたします。	新潟県 東京都	新潟ニュービジネス協議会、日本ニュービジネス協議会連合会	農地転用の許可基準を緩和し、農地を宅地転用できる規制緩和特区	農地転用の許可基準について第1種農地、第2種農地転用についても、第3種と同じように原則として許可することとし、街の中に点在する農地の有効活用、また市街地周辺の土地の有効活用を促進し、街の活性化、市街地周辺の活性化を図る。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項（事項名）	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1267	12672200	主要農作物種子審査の民間開放	主要農作物種子審査に係る県が行っている事務について、民間で実施できるよう制度の見直しを行うこと。	主要農作物種子審査を民間で実施することにより、民間活力の有効活用及び事務の効率化が期待できる。	<p>主要農作物種子については、現在、その種子が生産されるほ場及び生産された種子について、都道府県で審査を行い、その種子の良質性等を保証している。</p> <p>その審査基準については、農林水産大臣が定める基準に準拠して都道府県で定めている。</p> <p>昨今の「官から民へ」という時代を考慮するとともに、基準自体は国や県で定めているのであれば、一定の要件を付し、その要件を満たした民間事業者等（JA等）に審査事務自体は委託しても何ら問題はないと解される。</p>	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	<p>本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度末には、23市町に再編されることとなる。</p> <p>このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元気な広島県」づくりを推進していく。</p> <p>また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、特区や地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行う。</p>
1270	12701010	農地法第5条に基づき取得した用地を農地として目的外一時使用を可能にすること。	<p>愛媛県と松山市が、空港騒音対策の一環として創設した土地買上制度に基づき、松山空港周辺騒音第2種区域内において取得した土地（農地等）について、その一時使用にあたっては、農地法の規制を受けないものとする。</p> <p>具体的に言えば、将来、緑地、広場等の環境整備施設の用に供することが決まっている土地の一時使用については現況農地のまま、市民農園等に活用できることとする。</p>	<p>（事業内容） 松山空港周辺騒音第2種区域内農地等買上事業で買上げた土地を向日葵、コスモス、レンゲ等の花畑 や市民農園として一時活用を図る。 （効果） 同買上地は、緑地、広場等の環境整備施設の用に供することになっているが、一団の土地としてまとまるまでは全体の整備に着手できないことから、実質遊休地となっている。そこで花畑や市民農園として一時活用することにより、県内外の観光客へのPRを始め、空港周辺地域の特殊性への理解や活性化の推進効果、また一般市民及び学童による農業体験により、健康、生きがいづくりや社会学習効果等が期待できる。</p>	<p>（現状の規制の問題点） 一時活用策として、市民農園や、レンゲ畑にするとすれば、その土地は農地の扱いとなる。 しかしながら本件買上地は、緑地、広場等の環境整備施設用地として利用するため、農地法第5条第1項ただし書による許可不要案件に該当するものとして処理されている。 従って、現行の制度の中では一旦土入れ、盛土等をして農地ではない状態にした後、再度農地として整備する必要があるが、これにかかる経費、手間等は実質無駄な投資となる。</p>	愛媛県	愛媛県松山市	松山空港周辺騒音区域内農地活用特区	<p>空港周辺騒音対策の一環として、愛媛県と松山市が立ち上げた土地買上制度に基づき、順次買上げている松山空港周辺騒音第2種区域内の農地等を現況農地のままで、花畑や市民農園に一時活用するものです。</p>
1280	12801010	ふるさと活田特区 ～ドジョウが生きる土づくり～	耕作等に常時従事する役員を置かない株式会社等が水田を借り受け、内水面漁業（ドジョウ生産）を行うことができるようにするため、農業経営基盤強化促進法第4条第1項及び第4項の特例措置を講じること。	株式会社等が転作田を利用して、水田の形質変更を伴わず内水面漁業を行う。	<p>企業等が転作田を活用した内水面漁業（ドジョウの養殖）の実施をするためには、現状の特例措置（企業の農業参入の特例措置）では実施困難である。</p>	岩手県	岩手県遠野市	ふるさと活田特区 ～ドジョウが生きる土づくり～	<p>遠野の豊かな自然環境のもとで、既に特区で措置されている企業の農業参入の特例措置をさらに拡大し、企業が休耕田を借り受け、無農薬地帯できれいな水と田園風景を維持しながら、ドジョウ養殖事業を展開する。 このことにより、ドジョウのもつイメージ（きれいな水環境でしか生息できない）を利用し、遠野の安心・安全な食のイメージの定着を図る。</p>

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項（事項名）	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1305	13051010	特定の利用目的(雪置場)における農地の権利取得後の下限面積要件の適用除外	住居と隣接する農地を雪置場として取得する場合に限り、農地の権利取得後の下限面積要件を適用しない。	住居(一戸建て)周辺に雪を春まで積んでおく「雪置場」は、住居用地の他に相当の面積の宅地が必要となっております。その雪置場を宅地として取得するのではなく、周辺の農地を取得することができることにより、雪処理労力が軽減され、定住の推進が図られます。	日本三雪に数えられる本市では、2メートルを超える積雪があり、膨大な雪の処理が大きな負担となっており、また、急速に進む高齢社会の中で、増加する老人世帯には耐えがたい重圧になってきているため、雪の少ない地域への転居などが進み、雪国の過疎化にいつそう拍車をかけている状況であります。さらに、雪国の宅地は居住のために必要な面積に加え、雪処理のための面積(雪置場)も必要なため、土地の中でも評価の高い宅地を広く購入せざるをえません。これらの問題を解決するため、雪置場としての面積を宅地として購入するのではなく、農地として購入できれば、雪処理労力が軽減され、定住の推進が図られます。さらには、雪を道路へ排出されることがなくなる為、市道等の除排雪経費の削減も図られます。しかし、現在の特区番号1006「農地の権利取得後の下限面積要件の特例基準の弾力化による農地の利用増進事業」では、面積10アール以上となっておりますので、一戸建て住居において雪置場として必要な農地に限り下限面積要件を適用せず農地を取得可能になるよう提案いたします。	山形県	山形県尾花沢市	雪国再生計画(農地の下限面積の適用除外)	・住居と隣接する農地を雪置場として取得する場合に限り、農地の権利取得後の下限面積要件を適用しない。